

## ○藤崎町乳幼児医療費給付条例施行規則

(平成 17 年 3 月 28 日規則第 70 号)

改正 平成 17 年 12 月 28 日規則第 139 号 平成 20 年 6 月 17 日規則第 19 号  
平成 21 年 3 月 13 日規則第 10 号 平成 21 年 9 月 18 日規則第 24 号  
平成 24 年 6 月 29 日規則第 26 号 平成 28 年 3 月 16 日規則第 2 号  
平成 28 年 5 月 31 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤崎町乳幼児医療費給付条例(平成 17 年藤崎町条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格証の交付申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請書は、様式第 1 号とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の前年分(1 月から 6 月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を証する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

3 第 1 項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第 4 条 町長は、前条第 1 項の申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果を乳幼児医療費受給資格認定通知書(様式第 2 号)又は乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第 5 条第 1 項の受給資格証は、様式第 4 号によるものとする。

(受給資格証の更新等)

第 5 条 受給資格者は、給付対象者が 1 歳、2 歳、3 歳、4 歳、5 歳及び 6 歳に達したときは、乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第 1 号)により町長に更新申請しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 受給資格証

(2) その他町長が必要と認める書類

3 第 4 条の規定は、第 1 項の申請書を受理した場合の手続について準用する。

(受給資格証の再交付)

第 6 条 受給資格者は、受給資格証をき損し、摩滅し、又は亡失したときは、乳幼児医療費受給資格証再交付申請書(様式第 5 号)を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給資格者は、資格証をき損し、又は摩滅したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。
- 4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を町長に返納しなければならない。

(乳幼児医療費の給付申請)

第7条 受給資格者は、条例第7条第1項の規定により乳幼児医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して4月以内に、乳幼児医療費給付申請書(様式第6号)に医療機関等の発行する領収書を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請の際には、受給資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。
- 3 保険医療機関等は、条例第7条第2項の医療費の支払を請求しようとするときは、医療費請求明細書を青森県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金青森支部に提出しなければならない。

(乳幼児医療費の給付決定等)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、遅滞なく、給付要件を審査した結果、乳幼児医療費を給付することが適当と認めるときは、乳幼児医療費給付決定通知書(様式第7号)又は不適当と認めるときは、乳幼児医療費給付申請却下通知書(様式第8号)により受給資格者に通知するものとする。

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第9条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる乳児の保護者に高額療養費給付申請書(様式第9号)を提出させ、高額療養費給付額調書(様式第10号)2部を添えて保険者に送付するものとする。

- 2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。
- 3 保険者は、保護者から第1項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。
- 4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費のうち対象者に係る分の受領について委任状(様式第9号の2)により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものである。

(受給資格の変更等の届出)

第 10 条 条例第 8 条の規定による申請内容に変更を生じた場合の届出は、乳幼児医療費受給資格変更(消滅)届(様式第 11 号)に受給資格証を添えて行わなければならない。

(損害賠償の届出)

第 11 条 条例第 8 条の規定による医療の給付の原因が第三者の行為によって生じた場合の届出は、損害賠償受給報告書(様式第 12 号)により行わなければならない。

(乳幼児医療費の返還)

第 12 条 町長は、条例第 9 条又は第 10 条の規定により乳幼児医療費を返還をさせようとするときは、乳幼児医療費返還通知書(様式第 13 号)により、受給資格者又は偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の給付を受けた者に対しその旨を通知するものとする。

(添付書類の省略)

第 13 条 町長は、この規則の規定による添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の藤崎町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成 5 年藤崎町規則第 17 号)又は常盤村乳幼児医療費給付条例施行規則(平成 5 年常盤村規則第 12 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日規則第 139 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行し、平成 18 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 6 月 17 日規則第 19 号)

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規則の施行の際、現に交付されている受給資格証は、この規則の規定により調製された受給資格証とみなす。

附 則(平成 21 年 3 月 13 日規則第 10 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日規則第 26 号)  
この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 16 日規則第 2 号)  
(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日規則第 18 号)  
(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の藤崎町乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 3 条、第 5 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条、第 5 条関係)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条、第 5 条関係)

[別紙参照]

様式第 4 号(第 4 条、第 5 条関係)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

[別紙参照]

様式第 9 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

様式第 9 号の 2(第 9 条関係)

[別紙参照]

様式第 10 号(第 9 条関係)

[別紙参照]

様式第 11 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

様式第 13 号(第 12 条関係)

[別紙参照]